

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.79

高知県

補助金等

支援の名称

農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助

制度の
趣旨・背景

南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

制度の
内容

○事業概要、支援内容

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○予算：令和5年度 49,956千円

○実績(高知県燃料タンク対策事業費補助金)

平成25年度から令和4年度まで

重油代替暖房機の導入等による燃料タンクの削減：183基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：1,464基

問い合わせ
先など

○所管

高知県 農業振興部 環境農業推進課 TEL：088-821-4543

E-mail：160501@ken.pref.kochi.lg.jp

○関連 URL：高知県燃料タンク対策事業

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160501/2021011800050.html>